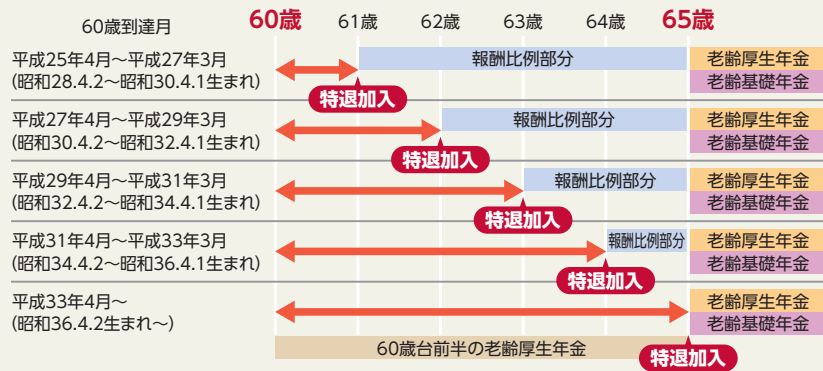


お知らせ

平成25年4月より特例退職被保険者制度への加入年齢が引き上げとなります

「老齢厚生年金の受給権があること」が特例退職被保険者制度（以下、特退と略）の加入要件の1つになっているため、60歳台前半の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢引き上げに伴い、平成25年4月以降は60歳到達直後から特退に加入できなくなるケースが発生します。右の図表をご参照ください。

〈年金支給開始年齢と特退加入年齢について〉※女性は5年遅れになります



よって、年金支給開始年齢が61歳以降になる方は、60歳到達時点から特退加入年齢に到達するまでの間（上図の期間）について、他の医療保険制度に加入する必要があります。

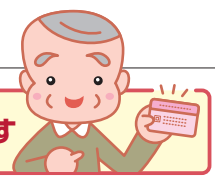
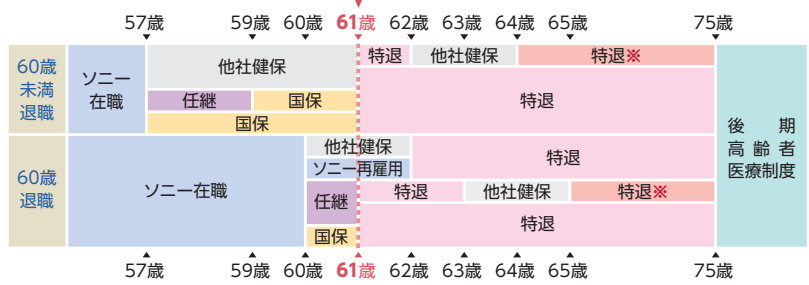
※図の期間でも、老齢厚生年金の繰上げ請求をすることにより、繰上げ請求時点で特退に加入することができます（繰上げ請求をした場合、年金減額のデメリットがあるためご注意ください）。

■ 特退加入までの医療保険制度の選択肢は次の通りです。

- (1) 退職後、そのまま再雇用（引き続きソニー健保に加入）
- (2) 他社に再就職し、再就職先の健保に加入
- (3) ソニー健保の任意継続被保険者制度に加入（最長2年）
- (4) 国民健康保険に加入
- (5) 家族の健康保険組合の被扶養者となる（家族の健保の扶養条件を満たすことが条件）

〈参考〉医療保険加入例

昭和28年4月12日生まれの男性が特退に加入する場合 ▶ 61歳から特退に加入できます



※印の再加入について…特例退職被保険者制度を脱退したあと、次のケースに該当する方は、再度同制度に加入することができます。

- ① 就職による脱退で、再就職先を退職した場合
- ② 在職中より引き続き海外勤務等で海外居住または、特例退職被保険者制度に加入途中で海外居住し脱退した方が、日本国内に戻ってきた場合（ただし、住民票登録をしていること）